

仕様等に対する質問・回答書

令和7年9月2日

(企局第245号 旭川第一発電所など水力発電所12か所の電力売却及び亀島配水場で使用する電気の調達)

質 問 事 項	回 答
(1) 入札説明書について 9. 入札保証金、12契約保証金に関して、納金のタイミングと方法をご教示いただけますでしょうか。 また、保証に関しては金融機関による銀行保証でも対応可能でしょうか。	入札保証金については、入札前までに納付していただきます。(入札執行前であれば入札・開札日当日に納付することも可能です。) また、契約保証金については、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に納付していただきます。納付方法は納入通知書による納付もしくは銀行振込となります。 入札保証金については、金融機関による銀行保証をもって減免を可能としておりますが、契約保証金については、銀行保証による減免は不可となります。また、岡山県財務規則第155条第3号による減免は想定しておりません。
(2) 電力売却に係る仕様書について ① 第1章.5について、発電予想電力は運用上、前日9時までに通知いただきたいのですが、落札後に協議可能でしょうか。	発電見込みの通知については、原則として前日の12時頃までに買受人へ通知することとしておりますが、旭川第一発電所など水力発電所12か所の電力売却に係る仕様書P2第1章5に記載のとおり、具体的な通知内容等は、契約後、本県と買受人と協議により定めるものとしています。
② 第2章.2について、電力量料金の支払いは運用上、同月末日とさせていただきたいのですが、協議可能でしょうか。	電力量料金の支払については、仕様書P3第2章2に記載のとおり、買受人は、同月25日までに、本県に支払うものとしておりますが、落札後、支払期日について協議することは可能です。

③ 第3章.3 (2) について、 1) 運用に関して、計画提出等のオペレーションは小売り事業者側で実施する必要があるか確認させていただきたく存じます。 2) 各発電所はそれぞれの電源区分に該当するかご教示させていただきたく存じます。 (3) 電力調達に係る仕様書について ① 亀島配水場の電力量料金を試算するにあたり、30 分値をご開示いただくことは可能でしょうか。最低直近 12 か月分の 30 分値を確認したく存じます。 ② 常時発電設備は対象施設内で自家消費されているという認識でよろしいでしょうか。自家発電されている場合、別紙の月別予定使用電力量は自家消費分を除いた電力量という認識でよろしいでしょうか。除いていない場合、自家消費量をご教示させていただきたく存じます。 ③ ②に付随いたしますが、一般送配電事業者とは発調契約を締結していないという認識でよろしいでしょうか。（逆潮流の有無を確認したく存じます。） ④ 同時同量について、非化石価値に限らず電源構成も同時同量を求めない、とい	旭川第一発電所など水力発電所 1 2 か所の電力売却に係る仕様書 P 3 第 3 章 3 (2) について、発電計画等の運用及び業務を買受人へ協力を求めることとなりますが、詳細については契約後、本県と買受人と協議により決定いたします。 各発電所の電源区分については以下のとおりです。 ・変動電源（単独） 旭川発電所（旭川第一発電所・旭川第二発電所）、新見発電所、加茂発電所、千屋発電所、苫田発電所 ・変動電源（アグリゲート） 滝ノ谷発電所、梶並発電所、寄水発電所、真加子発電所、津川発電所 なお、大町発電所については、令和 8 年度以降容量市場に参加しない予定です。 本県では亀島配水場の使用電気量の 30 分値のデータを持ち合わせておりません。 常用発電設備は自家消費されています。 月別予定使用電気量は自家消費分を除いた電気量となっています。 一般送配電事業者と発電量調整供給契約は締結しておりません。 電源構成も同時同量を求めません。
--	--

う認識でよろしいでしょうか。 (4) その他 電気需給契約書に限らず電力受給契約書も落札後協議の上、修正/変更する余地はございますでしょうか。	協議により必要と認められた微修正は可能ですが、原則として公開している電力受給契約書（案）により契約を締結することとしています。
--	--